

令和5年度 マイラシーク塩谷事業計画概要（案）

1 運営方針

(1) 基本理念

ご入居の皆様それぞれのライフスタイルを尊重して、終生にわたり、安全、安心、快適な生活ができる環境づくりをめざします。

(2) 基本運営方針

- 1) ご入居の皆様の尊厳を尊重し、自分らしく生活できるサービスを提供します。
- 2) ICF理念(P3参照ください)に基づく「活動」と「参加」を重視した自立支援サービスを提供します。
- 3) 自己研鑽をつみ、知識と技術の向上に努め、チームケアを大切にします。
- 4) 他施設・他機関等と連携し、地域に開かれた運営をこころがけます。

2 基本事業

(1) サービス付き高齢者向け住宅事業

① 状況把握確認サービス

毎日最低1回フェイス・ツー・フェイスで声かけ等を実行し、変化がみられた場合には、主治医等と連携して速やかかつ適切な対応に努めます。

② 生活相談サービス

健康相談をはじめとする各種の相談に応じます。

③ 給食サービス

適時適温配膳や個人的嗜好等に極力配慮した食事を提供するよう努めます。

④ 生活サポートサービス等

ご希望に応じて、各種生活サポートサービスを提供します。

⑤ その他のサービス 新型コロナウイルス感染状況により実施いたします。

- イ) 無料送迎車の運行（毎月2回 マイラシーク塩谷↔ウイングベイ小樽）
- ロ) 売店の開設（2週間に一度）
- ハ) 理容室及び美容室の開設（2週間に一度）
- ニ) コーヒータイムの開設（毎週 月・水・金）
- ホ) 行事開催

(2) 指定（介護予防）特定施設入居者生活介護 定員88名

ICF理念に基づき、サービス付高齢者向け住宅の入居者が自立した日常生活を営めるよう特定施設サービス計画又は介護予防特定サービス計画を作成し、入居者の安否確認、生活相談等を行います。また、特定施設サービス計画又は介護予防特定サービス計画に基づき、必要に応じて入浴や排せつ、食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援や機能訓練等を行います。

① 食事

利用者摂取状況に合わせて調理を工夫し、栄養バランスの取れた食事を提供します。「食」が楽しみの一つとなるよう日々の食事提供に加え、記念日や季節を感じられる行事食の提供を行います。

② 入浴

大浴場と個別浴室を使用し、個々の心身状況に応じた入浴方法により、爽快感を得ながら入浴していただきます。

③ 日常の介護

日常生活上の更衣、整容、排せつ、体位交換、シーツ交換、施設内の移動付き添い、コミュニケーション支援等を行います。また、日常生活動作の中にも身体を動かす機会を設けながら支援します。

④ 機能訓練

日常生活動作の維持又は向上に係る機能訓練について、個別訓練及びグループ訓練をそれぞれ実施します。個別に計画書を作成し、その方に合った身体訓練（体操等）の提供を行い、定期的な評価を行いながら機能の維持に努めます。

⑤ 健康管理

健康相談のほか、継続した体調把握を行って、健康維持に努めます。また医療機関やご家族様との連携を図りながら、心身共に健康状態が維持できるよう支援します。

(3) 指定看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）事業 登録定員 最大29名

デイサービス(通い)、ショートステイ(宿泊)、24時間の訪問介護と訪問看護を一体的に提供します。利用対象者は、市内北西部及び中部在住の要介護1以上の方で、原則、比較的医療度の高い高齢者となります。

① 通いサービス（定員18名）、泊まりサービス（定員8名）

送迎、健康チェック、入浴、排せつ、機能訓練、アクティビティ、食事のサービスを提供します。

② 訪問介護サービス・訪問看護サービス

24時間の訪問体制により、安心できる居宅生活の支援に努めます。

③ 複合型サービス計画及び居宅サービス計画作成

利用登録者に対し、介護支援専門員が看護小規模多機能型居宅介護サービス計画と居宅サービス計画を作成します。

(4) 指定（介護予防）訪問看護事業

自立支援のための訪問看護サービス及び介護予防サービスを提供します。

① 病状、障害等の観察

② 療養上の世話

清拭・洗髪などによる清潔の保持、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア

③ 診療の補助

褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置

④ リハビリテーションに関すること

⑤ 家族の支援に関すること

家族への療養上の指導・相談

⑥ その他医師の指示に基づく医療処置

3 防災計画

① 自衛消防隊の活動

防火管理者の指揮のもと、消防計画に基づく自衛消防隊の活動により、消火、通報、避難誘導訓練、防災研修を実施します。

5月、11月 実施予定

② 消防用設備の点検

職員に対し、防火用具、消火器等の取り扱いについて知識習得の徹底を図るとともに、消防用設備の定期点検を実施します。

・ 消防用設備等法定点検

9月・3月実施予定

・ 消防用設備等自主点検

6月・12月実施予定

③ 施設の安全管理

建物内外の整理整頓に努め、建物内外の所要箇所は施錠し、安全管理に努めます。また、地震等に備え、建物内外の備品などが倒れ落ちる危険がないか日常的に点検を行います。

④ 非常用備蓄品、設備の確保

非常時における飲料水、食糧の備蓄（災害用ご飯、飲料水を3日分）を行い、非常電源用の燃料や暖房器具等の準備を行います。

⑤ 業務継続計画の策定

4 感染症予防対策

インフルエンザ、感染性胃腸炎、新型コロナウイルスなどの感染症予防のため、入居者の健康状態の把握、職員の健康管理に努めるとともに、施設内の衛生の確保を図るなど適切な対応及び対策の徹底を図る。

5 地域との交流 新型コロナウイルス感染状況により実施いたします。

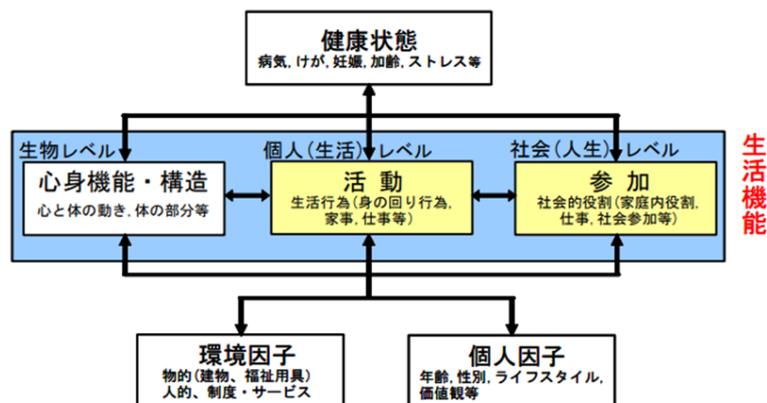
- ① ボランティア、サークル活動等支援(演奏会・講演会等開催)
- ② 新道町内会行事への参加
- ③ その他地域との交流等（新道神社例祭・塩谷神社例祭、雪あかりの路協賛）
- ④ 地域密着型事業運営に係る運営推進会議の開催(年6回)

ICFとは？

➤ICF (International Classification of Functioning, Disability and Health：国際生活機能分類) は人が生きることの全体を把握することのできるモデルです。人の生活や人生を生活機能というプラスの側面から把握する。

➤ICF を介護で用いることで、障害があっても生活や人生の質を向上させる支援を行うことが可能になる。「生きる」ことを支援するモデルであるICF を利用することは対象者のQOL (Quality of life：人生の質、生活の質) の向上に役立つ。

【ICFの概念枠組み】



「心身機能」の不自由を、生活上の「活動」で補い、豊かな社会に「参加」する。
健康とは「病気がない」だけでなく、「生活機能」も高水準にあること。

厚生労働省社会保障審議会資料より